

貝塚市こども会育成連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、貝塚市こども会育成連合会（以下「市こ連」）という。

(事務所)

第2条 この会は、貝塚市畠中1丁目18-1 貝塚市立青少年センター内におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この会は、こども会の自主的活動を促進し、集団活動をとおして心身共に健全なこどもの育成と、福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) こども会の育成、および活動に対する指導・助言
- (2) こども会指導者の養成、および育成者、指導者の研修に関する事
- (3) こども会の安全対策に関する事
- (4) こども会に関する調査、研究、および資料の発刊
- (5) こども会関係機関、団体との連絡協調
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第3章 組 織

(会 費)

第5条 この会は、貝塚市内の単位こども会育成会（以下「単位こども会」）の育成会長をもって組織する。

(校区連合会)

第6条 この会に、次の小学校区連合会（以下「校区連合会」）をおく。

- ・東校区連合会・西校区連合会・南校区連合会・北校区連合会・津田校区連合会
- ・中央校区連合会・木島校区連合会・永寿校区連合会・葛城校区連合会
- ・二色校区連合会・東山校区連合会

2. 校区連合会は、当該校区内のこども会相互の交流と連絡・協調をはかり、その活動を促進する。

3. 校区連合会は、それぞれの校区の会則にもとづき、自主的な活動につとめる。

第4章 役 員

(役 員)

第7条 この会に、次の役員をおく。

(1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 書記1名 (4) 会計1名 (5) 監 査2名 (6) 幹事若干名

2. 会長が委嘱する顧問をおくことができる。

(役員を選任)

第8条 役員は、校区で推薦されたこども会の育成会長及び市こ連が認める「市こ連応援団」登録者の中から総会において選出するものとする。

2. 顧問は、歴代の会長及び学識経験者から選出するものとする。

(職 務)

第9条 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 書記はこの会の書記事務を処理する。

4. 会計はこの会の会計事務を処理する。

5. 監査はこの会の会計及び業務執行の状況を監査する。監査は会議に出席して意見を述べるることができる。

6. 幹事はこの会の業務の執行にあたる。

7. 顧問は、会長の求めにより、この会の運営に寄与する。

(役員任期)

第10条 この会の役員の任期は初年度を1年とし、以後2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員はその任期を満了した場合、または辞任した場合でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。
4. 役員で特別の事情のある場合は、役員会の議決によりこれを解任することができる。

第5章 専門部会

(専門部会)

- 第11条 この会の運営および事業を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。
2. 専門部会の委員は役員会の承認を得て、会長が任命する。

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第12条 会議は、総会、役員会、校区代表者会議とする。

(会議の招集)

- 第13条 会議は会長が招集する。
2. 会議は構成員の3分の1以上から請求のあったときは、会長がこれを招集しなければならない。

(総 会)

- 第14条 総会は構成員の過半数をもって成立とし年1回開き、次の事項を審議し、出席者の過半数をもって決定する。
- (1) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (2) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (3) 役員の選出についての事項
 - (4) 規則の制定及び改廃についての事項

(役員会)

- 第15条 役員会は原則として月1回以上開き、この会の業務の決定を行う。
- (校区代表者会議)

- 第16条 校区代表者会議は原則として年4回以上開き、次の事項を審議する。
- (1) 役員の推薦に関する事項。
 - (2) 総会及び役員会において、校区代表者会議に付議された事項

第7章 会 計

(経 費)

- 第17条 この会の経費は、市こ連加入のこども会員、指導者、育成者の会費収入をもって充てる。会費は1人年額50円とする。但し、既納の会費は還付しない。

(会計年度)

- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。会計は市こ連一般会計とする。
- 第19条 この会の会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(会則の変更)

- 第20条 この会則は、役員会の役員の3分の2以上をもって議決した後、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

付 則

本会の設立年月日は昭和26年6月18日とする。
この会則は、昭和31年7月27日から施行する。
この会則は、昭和52年6月10日から施行する。
この会則は、昭和59年4月 1日から施行する。
この会則は、平成10年5月30日から施行する。
この会則は、平成25年5月18日から施行する。
この会則は、平成29年5月27日から施行する。

別 則 (1) 表彰規定 (2) 安全会規則

貝塚市こども会安全会事業規則

（通 則）

第 1 条 貝塚市こども会育成連合会は（以下「市こ連」という）市こ連会則第 4 条第 3 項に定める事業をおこなうためこの規則を定める。

（事業の名称）

第 2 条 この事業の名称は、貝塚市こども会安全会事業（以下「安全会」）という。

（目 的）

第 3 条 安全会は、こども会活動の安全思想の普及、充実をはかるとともに、活動中の負傷、疾病、死亡に関して見舞金を支給し、もってこども会活動の円滑な実施に資することを目的とする。

（安全会の業務）

第 4 条 安全会業務は次の通りとする。

1. こども会における安全思想の普及
2. こども会活動中における疾病及び死亡事故に対する見舞金の支給

（用語の意義）

第 5 条 安全会に対する用語の意義は次のとおりとする。

こども会とは地域における活動中を中心にしたこどもの集団で、指導者、育成者を含め貝塚市こども会育成連合会に加入、登録された団体をいう。こども会活動とは貝塚市こども会育成連合会、校区連合会、単位こども会が主催した事業、教育委員会またはこれに準ずる機関、団体が主催及び共催する事業とこども会が派遣する各種事業で、指導者の管理下に行われる活動をいい会場までの往復の途中も含む。

（加入資格）

第 6 条 安全会に加入できるものは、市こ連加入のこども会員、指導者、育成者及び市こ連で認めたものとする。

（加 入）

第 7 条 安全会の会員になろうとするものは、各こども会単位とし、所定の申込書に会費を添え市こ連に申し込まなければならない。

（会 費）

第 8 条 安全会の会費は 1 人年額 5 0 円とする。但し、既納の会費は還付しない。

（会員権）

第 9 条 安全会の会員権は会費納入の当日から当該年度の末日までとする。但し、毎年更改期において 5 月 1 0 日までに会費納入したものについては、4 月 1 日から効力を発するものとする。

（見舞金の支給）

第 1 0 条 安全会はこども会活動が直接の原因により生じた疾病及び死亡事故に対して見舞金を支給するものとする。

（支給の範囲）

第 1 1 条 見舞金支給の範囲は、こども会会員、指導者、育成者及び臨時の会員、指導者、育成者に支給するものとする。

（見舞金の額）

第 12 条 安全会員 1 人当りの見舞金の額は次のとおりとする。

(1) 疾病見舞金

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 5 日以上 7 日未満 | 2, 0 0 0 円 |
| 2. 7 日以上 1 4 日未満 | 5, 0 0 0 円 |
| 3. 1 4 日以上 3 0 日未満 | 1 5, 0 0 0 円 |
| 4. 3 0 日以上 6 0 未満 | 3 0, 0 0 0 円 |
| 5. 6 0 日以上 | 5 0, 0 0 0 円 |

(2) 死亡見舞金

1 0 0, 0 0 0 円

2. 前条第 2 号の見舞金の額は安全会会員が直接の結果として当該傷害をうけた日から 1 8 0 日以内に死亡した場合これを支払う。

(届出及び申請)

第 13 条 事故発生により給付を受けようとする場合、当該こども会育成会長は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、ただちに市こ連会長に提出するものとする。

(見舞金給付申請書、事故報告書・証明書、行事計画書、その他必要な書類)

(給 付)

第 14 条 市こ連会長は前条の申請にもとづき審査委員会を開き、支給要件について審査の上第 10 条、第 11 条、第 12 条により決定した内容を申請者に通知するものとする。

(見舞金決定通知)

(給付、請求の有効期限)

第 15 条 見舞金の請求は事故発生の日から 3 カ月以内とする。

(給付額の制限)

第 16 条 事故が会員の故意又は重大な過失等によるもの又は天災及び第 3 者行為による場合は、審査委員会の決定により給付の制限をすることができる。

(審査委員会)

第 17 条 安全会に審査委員会を設け次の事項を審査する。

(1) 当該事故について、給付その他について公正であるために必要な事項の審議決定

(2) 異議に対する再審査

(3) その他会長の諮問事項

2. 審査委員会は市こ連役員若干名をもって構成する。

3. 審査委員任期は初年度 1 年とし、以後 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(異議の申請)

第 18 条 会員は、給付の決定に対し異議のある場合は市こ連から給付決定の通知を受けた日から 1 0 日以内に所属こども会育成会長を代理人として異議の申請をすることができる。

(事業資金)

第 19 条 安全会の事業運営に要する資金は、会費、寄付金等の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 20 条 安全会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。会計は市こ連特別会計とする。

(計画の届出)

第 21 条 こども会が行事を行うときは、あらかじめその計画を市こ連会長に届出なければならない。

付 則

この規則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

貝塚市こども会安全会積立金規則

(総 則)

第1条 貝塚市こども会安全会事業（以下「安全会」という。）の積立金は、この規則の定めによるものとする。

(趣 旨)

第2条 積立金は、安全会を円滑に運営するために設置するものとする。

(積立金)

第3条 積立金の額は、当該事業年度の安全会会計剰余金の60パーセント以上とし額の決定は、次年度総会でおこなう。

2. 積立金の基本額は、600万円とする。

(管 理)

第4条 積立金に属する現金は金融機関への預金等、最も確実かつ安全な方法で管理しなければならない。

(積立金の運用)

第5条 積立金の運用について必要が生じた場合は、校区代表者会議の議を得て役員会で決定する。

(運用益金の処理)

第6条 積立金から生じる収益は、毎年安全会会計収入・支出予算に計上するものとする。

(委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか積立金に関し必要な事項は役員会で決定する。

付 則

この規則は、昭和59年4月1日より運用する。

この規則は、平成14年5月18日より運用する。

資 料

貝塚市こども会顕彰要項

(総 則)

第1条 貝塚市こども会育成連合会（以下「市こ連」という）がおこなう、こども会に関する顕彰は、この要項により実施する。

(趣 旨)

第2条 各地域において活動しているこども会のうち、その活動が特にすぐれているものに対し、市こ連がこの要項により顕彰し、その活動を広く紹介するとともにこども会の自主的活動を促進し、今後のこども会の発展をはかる。

(用語の意義)

第3条 顕彰に関する用語の意義は次のとおりとする。

1. こども会とは、単位こども会、校区連合会及びその会員、指導者、育成者をいう。
2. 顕彰とは、表彰と謝意の表明をいう。
3. 顕彰者とは、団体と個人をいう。

(顕彰の種別)

第4条 市こ連がおこなう顕彰の種別は次の通りとする。

(茅ぬの子賞) こども会の活動、運営がすぐれていて他の模範となるにふさわしい団体におくる表彰。

(姫 松 賞) こども会の活動、育成、指導に特に功労のあった個人におくる表彰

(顕彰の基準)

第5条 顕彰に対する基準は別に定める規定を基準とする。

(顕彰委員会)

第6条 市こ連が顕彰をおこなう場合は顕彰委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会で決定する。

2. 委員会の構成は、5名以内とし市こ連が委嘱する。
3. 委員会は基準規定にもとづき顕彰者の選定を行う。
4. 委員会は他の機関、団体の行う顕彰に対し、この要項により顕彰を受けた者の中から推薦することができる。

(顕彰の時期)

第7条 顕彰は毎年1回、市こ連が行う。

(付 則)

第8条 この要項によらない事項は委員会で決定する。

第9条 この要項は昭和59年4月1日より実施する。

顕 彰 基 準

種 別	内 容	対 象	最終年度	選 考 の 基 準 と な る 項 目
茅ぬの子賞	表 彰	団 体	5 年	会則にもとづき自主的に運営、活動がされている。 年間を通じてプログラムが展開されている。 指導、育成の体制がとれている。 年少指導者の育成にとりくんでいる。 地域の育成団体との協力、協調がある。 財政体制が確立されている。
姫松賞	表 彰	個 人	7 年	こども会の活動、育成、指導の面で特に功労があり、 多大の業績を残した人。 財政面において多額の寄付のあった場合。